



# 佐賀県公報

平成17年  
4月11日  
(月曜日)  
第12591号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

○保安林予定森林	(二〇九・森林整備課)	一
○解除予定保安林	(二一〇・	一
○	(二一一・	二
○	(二一二・	二
○希少野生動物植物を指定する案の縦覧	(環境課)	二

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第二百九号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年四月十一日

佐賀県知事 古 川 康

#### 一 保安林予定森林の所在場所

(一) 唐津市厳木町瀬戸木場字三十谷三五九の五、三五九の七、三五九の一〇、三五九の一、三六〇、三六〇の二、三六一、三六一の二、三六二の四から三六二の六まで

#### (二) 指定の目的

水源のかん養

#### (三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 二 保安林予定森林の所在場所

(一) 唐津市厳木町浦川内字松尾一三六七の一、一三六七の四

#### (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ●佐賀県告示第二百十号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年四月十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

佐賀郡富士町大字関屋字鶴四七一一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び富士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎佐賀県告示第二百十一号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
平成十七年四月十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

佐賀郡富士町大字畑瀬字千田ヶ原一の三七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

送電施設用地とするため

◎佐賀県告示第二百十二号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
平成十七年四月十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東松浦郡七山村大字馬川字東深入一九一八・一九二一の二・一九二五(以

上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一九二一の一、字西深入二一一

四の二・二一一八の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、二一一

一六の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び七山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成14年佐賀県条例第48号)第54条  
第1項の規定により、希少野生動植物種の指定をしたいので、同条第3項の規  
定において準用する同条例第47条第4項の規定により、その案を次のとおり縦  
覧に供します。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該指定の案についての意  
見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成17年4月11日

佐賀県知事 古 川 康

1 指定しようとする希少野生動植物種の名称と指定しようとする理由

区分		希少野生動物植物の名称	指定しようとする理由
植物	和名	ノハナシヨウゾ	本県内に生育する希少な野生植物種のうち、特に採取・伐採等の人為的な影響が大きく、個体数の減少が著しいことから、その種の保護を図るため。
	科名	アヤメ	
		ユリ	
		キエビネ	
		トキソウ	
	ナゴラン	ラン	
	ヒナラン		
	フウラン		

2 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

佐賀県くらし環境本部環境課及びさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）

(2) 縦覧期間

平成17年4月11日（月）から平成17年4月25日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

(3) 縦覧時間

8時30分から17時15分まで

3 意見書の提出先及び記載事項

(1) 意見書の提出先

佐賀県くらし環境本部環境課  
郵便番号 840-8570 佐賀市内一丁目1番59号  
電話番号 0952-25-7080

(2) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはそ

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である種の名称

ウ 意見内容及びその理由

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年四月十一日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷